

【イタリア】新型コロナウイルス感染症対策—緊急法律命令 6 件を制定—

海外立法情報課 芦田 淳

* 2020 年 2 月から 3 月にかけて、新型コロナウイルス感染症対策のために、国民等の活動制限、家庭等に対する支援、医療体制の強化に向けた緊急法律命令 6 件が制定された。

1 新型コロナウイルス感染症対策のための緊急法律命令

イタリアでは、2020 年 1 月末に国内において新型コロナウイルス感染者が初めて確認されて以降、当該感染症対策として、同年 3 月末までに以下の緊急法律命令が制定されている。緊急法律命令とは、緊急性及び必要性の要件を満たした非常の場合に政府が制定する、法律と同等の効力を有する命令で、公布後 60 日以内に、国会の定める法律により承認されなければ失効する（憲法第 77 条第 2 項及び第 3 項）。

- 2020 年 2 月 23 日緊急法律命令第 6 号「COVID-19 [新型コロナウイルス感染症] による疫学上の緊急事態の抑止及び管理に関する緊急措置」¹（全 5 か条。2020 年 3 月 5 日法律第 13 号により修正とともに承認済み²。[] は筆者による補記。以下「6 号命令」）
- 2020 年 3 月 2 日緊急法律命令第 9 号「COVID-19 による疫学上の緊急事態に関連した家庭、労働者及び企業に対する支援に係る緊急措置」³（全 37 か条。以下「9 号命令」）
- 2020 年 3 月 8 日緊急法律命令第 11 号「COVID-19 による疫学上の緊急事態に対処し、司法の活動遂行への否定的な影響を抑止するための特別かつ緊急の措置」⁴（全 6 か条。以下「11 号命令」）
- 2020 年 3 月 9 日緊急法律命令第 14 号「COVID-19 による緊急事態に関する国民保健サービスの強化のための緊急規定」⁵（全 18 か条。以下「14 号命令」）
- 2020 年 3 月 17 日緊急法律命令第 18 号「COVID-19 による疫学上の緊急事態に関連した国民保健サービスの強化並びに家庭、労働者及び企業に対する経済的支援に係る措置」⁷（全 127 か条。以下「18 号命令」）
- 2020 年 3 月 25 日緊急法律命令第 19 号「COVID-19 による疫学上の緊急事態に対抗するための緊急措置」⁸（全 6 か条。以下「19 号命令」）

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020 年 4 月 7 日である。

¹ D.L. 23 febbraio 2020, n. 6, Misure urgenti in materia di contenimento e gestione dell'emergenza epidemiologica da COVID-19 (convertito con modificazioni dalla L. 5 marzo 2020, n. 13)。以下、法令に関してはイタリア共和国の法令ポータルサイト (Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>) を参照した。

² 本稿執筆時点において、残り 5 件の緊急法律命令は、いずれも国会による承認のための審議中である。

³ D.L. 2 marzo 2020, n. 9, Misure urgenti di sostegno per famiglie, lavoratori e imprese connesse all'emergenza epidemiologica da COVID-19。

⁴ D.L. 8 marzo 2020, n. 11, Misure straordinarie ed urgenti per contrastare l'emergenza epidemiologica da COVID-19 e contenere gli effetti negativi sullo svolgimento dell'attività giudiziaria。

⁵ 国民保健サービスは、1978 年に設けられ、主として国及び州が所管する、全国民を対象とした公的医療サービスである。“Servizio sanitario nazionale.” Ministero della Salute website <<http://www.salute.gov.it/pianoNazionaleIntegrato2015/dettaglioPianoNazionaleIntegrato2015.jsp?cap=capitolo2&sez=pni-cap2-autoritacompetenti&id=1104>>

⁶ D.L. 9 marzo 2020, n. 14, Disposizioni urgenti per il potenziamento del Servizio sanitario nazionale in relazione all'emergenza COVID-19。

⁷ D.L. 17 marzo 2020, n. 18, Misure di potenziamento del Servizio sanitario nazionale e di sostegno economico per famiglie, lavoratori e imprese connesse all'emergenza epidemiologica da COVID-19。

⁸ D.L. 25 marzo 2020, n. 19, Misure urgenti per fronteggiare l'emergenza epidemiologica da COVID-19。

以上の緊急法律命令の規定の内容は、①国民（感染地域の住民）等の活動制限、②家庭、労働者及び企業に対する支援、③医療体制の強化に大きく分けることができる。また、いずれの緊急法律命令も上記の日付で公布されており、施行も同日又はその翌日となっている。

2 規定の概要

(1) 国民等の活動制限

6号命令は、感染拡大を避けるため、一定の感染地域において、移動の禁止を始めとした所要の措置を採るよう、当局に義務付けるものであった⁹。これに対して、19号命令は、必要であれば全国において、30日以内の期限（30日以内であれば、2020年7月末¹⁰まで繰り返し延長可能）を定め、より厳格な措置を採ることを可能にしている。例えば、人の移動については、個人的な移動であって、時間と距離を限ったもの、又は、労働上の必要性、必要若しくは緊急な状況、健康上の理由その他具体的な理由に基づくものを除いて、住居から離れることを制限することができる。また、ウイルス検査で陽性の結果が出たために隔離措置が採られている者が住居から離れることは、絶対的に禁止される。さらに、各地方自治体の領域及び国土への出入を制限又は禁止することができる。19号命令による制限に違反した場合、原則として、400ユーロ～3,000ユーロ¹¹の過料が科される。このほか、11号命令は各種裁判における審理の延期等を定めるものであったが、その規定の大部分は期間を延長して18号命令に取り込まれ、対応する11号命令の規定は廃止されている。

(2) 家庭、労働者及び企業に対する支援

18号命令は、雇用水準及び収入の維持に約103億ユーロ、企業・家庭の流動性の確保（資金繰りの支援）に約51億ユーロ、税金の支払期限の延期及び新型コロナウイルス感染症対策のための税制上の優遇措置に約16億ユーロを割り当てている¹²。具体的な政策としては、社会的緩衝措置（職を失った労働者等に対して、経済的援助を与えることを目的とした措置）の拡充のほか、集団的解雇¹³及び客観的正当理由¹⁴に基づく個別的解雇の禁止（18号命令の施行日から60日間）、休校措置に伴う12歳以下の子を持つ親を対象とした特別休暇（15日間）の創設、売上額200万ユーロ以下の企業及び特に損害の大きい分野（観光業、輸送業、飲食業等）の企業を対象とした税金や保険料の支払期限の延期等が定められている。これに対して、9号命令も、税金、電気・水道・ガス使用料、保険料の支払期限の延期や、労働者の所得保障等を定めるものであるが、その規定の多くは一部の感染地域を対象を限定していた。

(3) 医療体制の強化

18号命令は、国民保健サービス及び災害防護庁の強化に約32億ユーロを割り当てている。また、14号命令も、医療従事者の確保及び医療機器の調達のための規定等を置くものである。

⁹ 6号命令のより詳しい内容に関しては、芦田淳「立法情報【イタリア】新型コロナウイルス感染症対策—感染地域での活動制限等—」『外国の立法』No.283-1, 2020.4, pp.4-5. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11480097_po_02830102.pdf?contentNo=1> を参照。

¹⁰ 2020年1月31日の閣議決定により、6か月間の緊急事態を宣言したことに基づく。

¹¹ 1ユーロは、約120円（令和2年4月分報告省令レート）である。

¹² “Protect health, support the economy, preserve employment levels and incomes,” March 19, 2020. Ministero dell’Economia e delle Finanze website <<http://www.mef.gov.it/en/inevidenza/Protect-health-support-the-economy-preserve-employment-levels-and-incomes-00001/>>

¹³ 集団的解雇とは、通常、従業員数が15人を超える企業に関して、各事業所又は同一県内の複数の事業所において、事業活動又は労働の短縮又は変更の結果、120日以内に5件以上の解雇が行われる場合を指す（1991年7月23日法律第223号「保障金庫、労働移動、失業手当、欧州共同体の指令の実施、労働の開始に関する規定及び労働市場に関するその他の規定」第24条）。

¹⁴ 客観的正当理由とは、生産活動、労働組織及びその規則的な機能に関する理由を指す（1966年7月15日法律第604号「個別的解雇に関する規定」第3条）。